

あなたもボランティア相談員として
犯罪被害者を支える人になりませんか！

犯罪被害者支援ボランティア養成講座

◇ ◇ 受講者募集要領 ◇ ◇

認定特定非営利活動法人 「長野犯罪被害者支援センター」の趣旨

安全で安心して暮らせる社会が国民すべての願いです。しかし近年、様々な犯罪が跡を絶たず、その犯罪に巻き込まれた被害者等の多くは、社会において孤立することを余儀なくされてきました。

長野県内においても、凶悪な殺人事件による被害を受け今なお悩んでいる人、性犯罪で大きなダメージを受けた人、交通事故や各種の事件に遭った人など、犯罪や事故の被害者は、その事件による直接的な被害だけでなく、事件後に受ける心ない言葉等による二次的被害により、打ち明けることができない悩みを抱えつつ、救済や支援を求めています。

このような方々のため、電話による相談や各種のボランティア支援活動を通じて、事件・事故の被害者やその遺族等が抱える悩みの解決、心のケアなどに当たることを目的として、私たちの「長野犯罪被害者支援センター」は設立されました。

地域に根ざした身近な相談窓口として、臨床心理、法律、医学等各分野の専門家のご協力と、電話相談等に対応するボランティアの方々によって支えていただきながら、被害者への支援活動を行っております。

あなたも犯罪被害者等を支える人になりませんか！

事業活動について

◎ 事業活動の概要

- 一般ボランティア・・・広報・啓発活動
- 支援ボランティア・・・電話相談員、直接的支援員
- 専門面接員　　・・・弁護士、臨床心理士、精神科医等
- 総会、理事会

◎ 事業活動の内容

- 広報・啓発活動　・・・街頭での広報紙、リーフレットの配布等
- 電話相談活動　　・・・電話相談日
毎週 月～金曜日 10:00～16:00
- 直接的支援活動・・・被害者のニーズに応じ、生活の支援、病院・裁判所への付添い支援等
- その他の事業活動・・・研修事業活動(ボランティア養成講座、継続研修等)
調査研究活動

長野県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
認定特定非営利活動法人
長野犯罪被害者支援センター

問合せ先 事務局 電話 026-233-7848

(平日9:30～17:00)

～犯罪被害者支援ボランティア養成講座の受講者募集について～

私ども長野犯罪被害者支援センターの活動は、ボランティアの皆さんによる電話相談、面接相談、直接的支援、広報・啓発などの活動を行っております。

犯罪被害者支援活動の趣旨に賛同して頂き、支援ボランティアを志す方には、犯罪被害に遭われた人たちが置かれている実態やその支援策、更にカウンセリングや法律に関する基礎知識を学んでいただきます。

そして、被害に遭われた人たちの良き理解者として心情に共感して、その立ち直りへの道を共に模索していくような支援ボランティアとなって活躍していただくことを切望いたします。

犯罪被害者支援ボランティアになるまで

- ボランティア養成講座(入門)は、地域において身近なところで、被害者がいた場合に、良き理解者として被害者を支え、また長野犯罪被害者支援センターのイベント会場等での広報・啓発活動及び業務補助活動に従事していただくための講座です。
講座は、6回の講座を3か月間に受講していただきます。
- このボランティア養成講座を受講された方で、犯罪被害者を支えて電話相談、面接相談及び直接的支援を希望される方は、その後、支援員養成研修(10回)を受講していただき、審査・本人の意向を確認した後、ボランティア支援員の委嘱をします。

犯罪被害者支援ボランティアになってから

- 犯罪被害者支援ボランティアは、相談員2名が1組となって月1～2回の割合で、電話相談を長野(長野市)・中信(安曇野市)・南信(伊那市)にあります各相談室で担当し、活動していただきます。
- 犯罪被害者支援ボランティアは、電話相談の担当以外に、支援事業員研修会(講義、事例研究、専門家によるスーパービジョン等)に参加していただきます。
- 犯罪被害者支援ボランティアは、以上の電話相談及び継続研修の結果によって、本人の意向を確認し、直接的支援(生活支援、法廷付添い等)にも参加していただきます。
- 犯罪被害者支援ボランティアは、上記の活動のほか、全国犯罪被害者支援ネットワーク(都内)及び関東・甲信越ブロック等の研修会にも参加していただきます。
- 犯罪被害者支援ボランティアは、長野犯罪被害者支援センターが行う広報・啓発などの活動に参加していただきます。
- 犯罪被害者支援ボランティアは、電話相談などでの相談内容について、固く秘密を守ることが求められます。
- 犯罪被害者支援ボランティアは、上記の活動に関して、ボランティアとして無償を原則としています。

～ 応募の手続き ～

1 応募資格

20歳以上65歳までの男女で、犯罪被害者支援センターの趣旨に賛同し、この活動に参加する意志のある方。

2 応募書類

- 「犯罪被害者支援ボランティア養成講座申込書」に必要事項を記入し、写真(スナップ写真可)を添付してください。
- 応募の動機、過去のボランティア経験等の記入をお願いします。(申込書の裏面)
※ 申込書は、当センターの他、警察署総務課及び市町村の被害者支援担当窓口にもお願いする予定です。

3 面接

申込書を提出された方には、6月上旬に面接を行い、当講座受講の可否についてお知らせします。

4 講座の概要

① 講座の期間

平成29年6月から9月の間、各月第1・第3木曜日
各日とも13:30～16:00 (計6回 15時間)

② 会場

松本市民活動サポートセンター
(松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階 0263-88-2988)

③ 募集人員 約20名

④ 受講料 1,000円(資料代を含む)

⑤ 受講後 養成講座を受講後、犯罪被害者支援ボランティアを希望される方は、引き続き支援員養成研修(初級)を受講していただきます。 期間は、平成29年10月から平成30年3月の間、各月第1・第3木曜日 (各日とも13:30～16:00 計10回 25時間)

5 受付期間 平成29年4月24日(月)～5月31日(水)

6 送付先及び問合せ先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎内

長野県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

認定特定非営利活動法人

長野犯罪被害者支援センター

事務局 電話 026-233-7848 (平日9:30～17:00)

FAX 026-233-7847

<http://nagano-vs.net/>

～ 講座内容 ～

I 被害者関連の法律・制度

- 1 犯罪被害者支援の発展
- 2 犯罪被害者支援の意義、必要性
- 3 犯罪被害者等基本法・同基本計画
- 4 諸外国の状況

II 関連機関における被害者支援

- 1 行政・司法における支援
- 2 民間被害者支援団体による被害者支援

III 被害者への関わり方

- 1 被害者が受ける二次的被害
- 2 被害者への関わり方の留意点

IV 被害者を取り巻く状況

- 1 犯罪被害の実態
- 2 被害者の経済的・精神的状況

V 各支援団体について

- 1 自団体の役割
- 2 支援者の倫理

VI 被害者の声を聞く